

一戸町告示第 34 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）附則第 11 条第 1 項に基づく農業者等の協議を行い、当該協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 27 日

一戸町長 小野寺 美 登



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

一戸・旧浪打地区	小友地区
女鹿地区	小鳥谷・小繋地区
平糠地区	奥中山地区
姉帯地区	

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 27 日

3 対象地区の現状

別紙「地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）」のとおり

4 対象地区の課題

別紙「地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）」のとおり

5 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

別紙「地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）」のとおり

6 方針を実現するために必要な取組に関する方針

別紙「地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）」のとおり

7 今後の地域の中心となる経営体の状況

別紙「地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）」のとおり